

※記事中の表記について (公財)…公益財団法人 ☎…フリーダイヤル

区民向け住宅等

区民向け住宅

住宅課住宅管理係……………☎3578-2266～9
FAX3578-2239

所得の低い人を対象とした区営住宅ならびに中堅所得者を対象とした特定公共賃貸住宅および区立住宅を提供しています。

▶ 主な申し込み資格

- (1)原則として、申込者または申込者、配偶者、みなとマリアージュ制度の相手方もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方の親が区内に居住していること。
- (2)申込者が成年者であること。
- (3)現に同居し、または同居しようとする親族、里子、みなとマリアージュ制度の相手方または東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方があること。
- (4)世帯の所得が定められた基準内であること(住宅の種類によって異なります)。
- (5)現に住宅に困っていること。
- (6)住民税を滞納していないこと。

※単身者用住戸の場合は、上記と資格が異なります。
※特定公共賃貸住宅シティハイツ港南高齢型住戸の場合は、上記と資格が異なります。

▶ 募集方法

入居者募集については「広報みなと」や港区ホームページ等でお知らせします。

▶ 募集のお問い合わせ

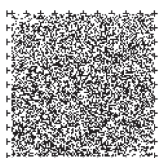
(株)東急コミュニティー虎ノ門支店 ☎5733-0109

都営住宅

住宅課住宅管理係……………☎3578-2266～9
FAX3578-2239

▶ 一般募集分

都が供給する所得の低い人を対象とした住宅です。募集は年4回の空き家(抽選または住宅困窮度によるポイント方式)、毎月募集の若年家族向け住宅等があります。申し込み方法は「広報東京都」や東京都住宅供給公社のホームページ等でお知らせします。



▶ 募集のお問い合わせ

東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

☎3498-8894

▶ テレホンサービス ☎6418-5571

▶ 地元割当分

都営住宅の地元割当(区民対象)がある場合は、「広報みなと」や港区ホームページ等でお知らせします。

▶ 募集のお問い合わせ

(株)東急コミュニティー虎ノ門支店 ☎5733-0109

建築

建築物を建てるとき

建築課建築審査係……………☎3578-2291・2
FAX3578-2304

建築物の新築・増築等を行う場合、区または指定確認検査機関に確認申請書を提出し、建築基準法やその他の関係法令に適合しているかの審査を受ける必要があります。適法であれば確認済証が交付されますので、工事は交付後に着手してください。

なお、建築物の用途や規模等によっては特定行政庁(区長、都知事)の許可が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

建築確認申請前の 所轄警察署との協議

防災課生活安全推進担当……………☎3578-2270～2

「安全で安心できる港区にする条例」第7条に基づき、次に該当する建築物を建築(大規模修繕を含む)しようとする際は、建築確認申請をする前に所轄の警察署と協議が必要です。

▶ 対象建築物

- (1)共同住宅
一棟の戸数が7戸以上のもの
- (2)ホテル
旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に係る建築物
- (3)雑居ビル
3以上の階数を有し、かつ延面積が100平方メートルを超える建築物で、2以上の店舗が入居する建築物